

## 多度津町農業委員会議事録

平成30年1月18日午前8時56分より午前9時25分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- |       |   |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                                |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                                |
| 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について                     |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について            |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 報告    | その他   |

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

|           |    |    |
|-----------|----|----|
| 議長        | 秋山 | 義充 |
| 職務代理者（2番） | 土田 | 敏雄 |
| 職務代理者（3番） | 大山 | 島弘 |
| 4番委員      | 山崎 | 義行 |
| 5番委員      | 斯波 | 明美 |
| 6番委員      | 塩入 | 達彦 |
| 8番委員      | 亀山 | 均則 |
| 9番委員      | 大谷 | 泰則 |
| 10番委員     | 三野 | 敏彦 |
| 11番委員     | 横關 | 幹夫 |
| 12番委員     | 矢野 | 和幸 |
| 13番委員     | 松浦 | 俊正 |
| 14番委員     | 中村 | 稔稔 |

農地利用最適化推進委員（8名）

|      |    |    |
|------|----|----|
| 1番委員 | 堀家 | 徹  |
| 2番委員 | 塚本 | 繁造 |
| 3番委員 | 大西 | 和芳 |
| 4番委員 | 山地 | 正夫 |
| 5番委員 | 松岡 | 安男 |
| 6番委員 | 篠原 | 壽雄 |
| 7番委員 | 村井 | 文数 |
| 8番委員 | 松井 | 求求 |

欠席委員

農業委員（1名）

|      |    |    |
|------|----|----|
| 7番委員 | 香川 | 篤篤 |
|------|----|----|

農地利用最適化推進員（0名）

農業委員会事務局職員

|      |    |    |
|------|----|----|
| 事務局長 | 谷口 | 賢司 |
| 農地係長 | 吉田 | 清司 |
| 農地係  | 橋本 | 知子 |

## 審 議 内 容

事務局長

それでは、皆さんおはようございます。

本日は、平成30年最初の農業委員会定例会でございます。

まず、開会前にうれしいご報告がございます。

さきに開催されました中讃地区おいでまい生産組合「おいでまい」品質・食味コンクールおきまして、堀家委員さんが地区奨励賞を受賞いたしました。44の団体、個人の出品の中、全体評価で第5位に値するものがございます。本町におきましては、来年度以降のおいでまいの栽培で困ったことがあれば、堀家委員に訪ねればよいという優位点を手に入れたことになると思っております。おめでとうございます。

さて、新年最初の定例会でございますので、まず丸尾幸雄多度津町長よりご挨拶をいただきます。

町長

【町長挨拶】

事務局長

続きまして、産業課長の岡部よりご挨拶申し上げます。

課長

【課長挨拶】

事務局長

それでは、ただいまより多度津町農業委員会定例会を開催いたします。開催に当たりまして、秋山会長よりご挨拶申し上げます。

会長

改めましておはようございます。

ここ二、三日、穏やかな非常に、きのうあたり3月、4月の気候だというようなことでございますが、また桜の開花予想も3月27日とか言われておりましたが、早々とそういう。今のところは、穏やかでございますが、また来週あたりから寒さの戻りがあるといえますか、また2月に入ってもまだ今から厳しい寒さの中での作業ということになるかと思っておりますが、委員の皆様方とともに活動していかなければと思っております。本日はそういう中、何かとご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

また、町長見えとる、課長見えとるように、1月ということでございますが、もう後半になってまいりましたが、私のほうからも新春のお喜びを申し上げますとともに、本年も何とぞよろしく願いいたします。まず、本日のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

事務局長

ありがとうございます。

ここで丸尾町長及び岡部課長は別の公務がございますので、退席させていただきます。

それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。香川委員さんが所用のため欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告させてい

たきます。

次に、本会議の成立でございますが、出席委員は14名中13人でございますので、多度津町農業委員会規則第6条でございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に会長は議長となり、議事を整理することになっておりますので、秋山会長をお願いいたします。

議長

局長、ここへ来な調子が出んが。ということで、始めさせていただきます。

まず、署名委員のほうでございますが、4番山崎委員さん、5番の斯波委員さん、よろしくをお願いいたします。

それから、昨日の小委員会の報告のほうを大谷委員さんのほうからお願いいたします。

9番委員

それでは、昨日の小委員会のご報告をさせていただきます。

出席のほうは、秋山会長、大島副会長、事務局のほうは谷口局長さんと吉田さん。当番として、篠原委員と私大谷が担当いたしました。

現地視察に参ったのが、議案第1号、議案第2号、議案第3号ということで参りまして、議案第1号につきましては、お父さんから息子さん、お母さんから息子さんの生前贈与ということなんで、水田のほうも耕作をされている状態、あるいは管理をされてる状態なので問題はないかと思えます。

それから、議案第2号の1番のほうと2番のほうにつきまして、あるいは議案第3号の1番につきましては、現地視察の結果、特に問題はないと思えます。ご審議のほどよろしく願いしたらと思えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題いたします。事務局お願いいたします。

事務局

議案書の1ページをごらんください。

**【議案第1号1番2番について 議案書を基に朗読】**

補足として、以前より譲り受け人が耕作しており、両親から生前一括贈与として所有権を移転いたします。

以上、2件の申請地につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題が

ないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平方メートルも、取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

事務局より説明がございましたが、皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思います。

これ土田さんところ。これ息子がもうしよるん。

職務代理人(2番)

しよります。別にとりたてていうことないです。

議長

ああそうですか。

皆さんのほうからございませんか。

(なし の声あり)

特段ないようでしたら、議案第1号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第1号を承認いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。

**【議案第2号1番2番について 議案書を基に朗読】**

それでは、番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありませんが、農用地とはなっていないいわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由として、分譲住宅となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成30年3月5日、工事完了が平成32年2月29日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計2,600万円となっております、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

続きまして、番号2番の農地法に基づく転用許可の討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありませんが、農用地とはなっていないいわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由として、非農家の自己住宅となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成30年3月10日、工事完了が平成30年12月31日となっていますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計3,000万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

以上、2件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

皆さんのほうからご意見等ございましたらお願いいたします。

農地周辺がもう宅地みたいなどこかな。隣接に住宅がそれぞれあって、一般的な転用かなあと。

特段ございませんか。

どうぞ。

8番委員

2番のほうなんですけど、面積が275平米、約80坪ぐらいですかね。建物が71平米、2階建てって、何かバランス的に異様に感じたんですが、これは適正な住宅、非農家の住宅というふうな申請となっているのでしょうか。

事務局

一応、計画書の中では、土地については275平米、建築面積は71平米、延べ床面積が120平米の木造2階建てで申請が上がってきております。特段、問題ないのかなと思われませんが。

議長

要は、昔は建蔽率を非常に言われとったん。建蔽率の問題を言われとんじゃないかと思うんじやが。吉田君、建蔽率のほうわかる。

事務局

土地利用率という計算方法がありまして、建築物の1階部分の建築面積の合計71.62平米、これに対して土地の面積の合計275.22平米、これを71.62割る275.22をすれば26.02%となるので、支障はないのかなと。

議長

ほなけん、建蔽率の基準というんがどういふんかなあと。わしも、ちょっと建蔽率は。

事務局

あと、一応申請上はもちろん建築確認であるとか、その他の基準を満たしていますので受け付けもしております。そのあたり、業者のほうには指導もしておりますし、確認はとっております。

議長

広いのにちょっとしか建てんのでというんで、やっぱり建蔽率もあるにはあるけど、今言うように建築確認等で基準を満たしとったらということ。

職務代理者(2番) 境からちつとでも引いたら、かなり面積とられるしな。真っすぐやったらええけど、何か建物に対して敷地が真っすぐ平行やったらそないに面積減らんけど、斜めになつとるところに建てよつたら、かなり三角地が残ってくるやないですか。こんなんでかなりの面積は少のうなと思う。建てる面積は。

8番委員 ありがとうございます。

議長 ほかにございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第2号を承認いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題いたします。

事務局 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】

変更後の概要といたしまして、着工は平成26年12月10日、完了が平成31年11月30日。補足説明ですが、全10区画のうち7区画は工事完了済みですが、3区画はまだ売買が完了していないので、工事完了時期を2年間延長するものです。

以上です。

議長 皆さんのほうから何かございますか。一般的な事業計画変更ということやな。

特段ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題いたします。お願いいたします。

事務局 議案書の4ページをごらんください。

多度津町長より、農用地利用集積計画の決定を求められています。2件の申請があり、全て使用貸借権による設定になります。あわせて他2

筆、合計面積1,632平米になり、平成30年2月1日より10年間貸し付けいたします。次の議案第5号の農用地利用配分計画に関連しております。

以上です。

議長

皆さんのほうから何かご意見等ございましたらお願いいたします。

(なし の声あり)

特段ないかと思うんですけど、よろしいでしょうか。いいですか。

(異議なし の声あり)

特段ご意見ないということで、議案第4号を承認いたします。

続きまして、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局

では、議案書の5ページをごらんください。

農業委員会において意見聴取することになっています。先ほどの議案第4号で、香川県農地機構が借り受けをした農地2筆1,632平米を●●●●に貸し付けいたします。

以上です。

議長

議案第4号からの流れで議案第5号ということですが、皆さんのほうから何かございましたら。よろしいでしょうか。

(なし の声あり)

特段ないようですので、議案第5号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ご意見ないということで、議案第5号を承認いたします。

続きまして、議案のほうは以上ということで、その他のほう事務局よろしくお願いいたします。

事務局長

事務局より報告いたします案件が、報告が3点ございます。

【その他3点について事務局より説明】

(異議なし の声あり)

それでは、引き続き、来月の予定につきましてご報告いたします。2月の小委員会は19日月曜日の午前9時からこの第一会議室で行います。当番委員は、三野委員さん、村井委員さんをお願いいたします。定例会は翌20日火曜日の午前9時から第一会議室で行います。署名委員さんは6番の塩入委員さん、7番の香川委員さん、8番の亀山委員さんのうち、2名の方をお願いいたしたいと存じますので、よろしくお願



いたします。以上です。

議長

以上で、本日の予定は終了ということですが、全体を通して皆さんのほうから何かございましたら。

ないようでしたら、これで閉会いたしたいと思います。どうも長時間、ありがとうございました。

